

障害福祉サービス・障害児通所支援をご利用の皆様へ

「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」の作成が始まりました。

平成24年4月より、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するすべての障害のある方（児童）についてサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案を作成することとなりました。

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）とは？

障害のある方にとって最適な障害福祉サービス（又は児童通所支援）の組み合わせ等について検討し、作成する計画です。

対象になる人は？

障害福祉サービスを利用する方、障害児通所支援を利用する方すべてが対象になります。

誰が作成するの？

障害福祉サービスの相談支援を行っている事業所の相談支援専門員が作成します。

手続の方法は？

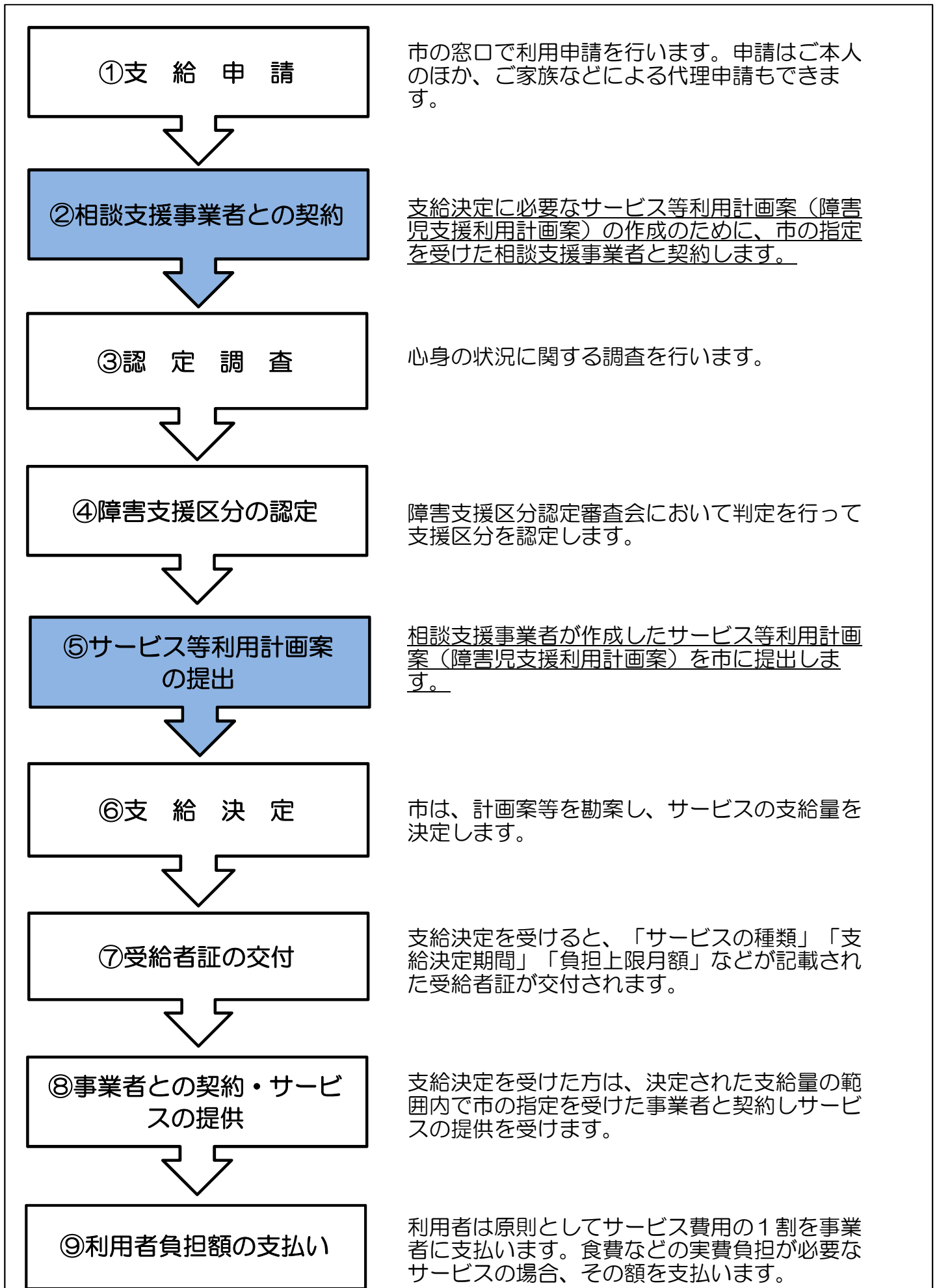
- ① 相談支援を行っている事業所と、相談支援を受けるための契約をします。
(金沢市内にある相談支援事業所は別紙をご確認ください。)
- ② 契約した事業所に、サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を作成してもらいます。
- ③ 申請書、届出書、作成したサービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を市に提出します。

【お問い合わせ先】

金沢市役所福祉局障害福祉課 自立支援グループ
TEL 076-220-2289 FAX 076-232-0294
Mail : syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

障害福祉サービスの申請の流れ

障害福祉サービス（児童通所支援）の利用申請の流れは以下の通りとなります。



※②と⑤の手続が新たに必要となります。